

保険給付の範囲の見直し（総括）

- 国民皆保険を維持し、限られた医療介護資源で疾病等に伴う大きなリスクに有効に対応する観点から、同一効果を有する後発医薬品がある先発医薬品や、個人が日常生活で通常負担するようなサービス等について、給付のあり方を見直し、公的保険給付の範囲を重点化することが必要。

項目	今後の検討課題
1. 同一効果を有する後発医薬品（ジェネリック）の使用促進	<ul style="list-style-type: none">足元の動向を反映した<u>後発医薬品使用割合目標の引上げ</u>（2015（H27）年度） P15<u>目標引上げに伴う診療報酬その他の措置</u>（2016（H28）年度～） P16後発医薬品が存在する先発医薬品について、<u>保険給付額を後発医薬品の価格に基づいて設定する患者インセンティブ制度の導入</u>（2018（H30）年度～） P17
2. リスクの大きさやQOL／ADL等への影響度に応じた保険給付のあり方の見直し QOL: quality of life ADL: activities of daily life（日常生活動作）	<ul style="list-style-type: none"><u>市販品類似薬の保険給付対象からの除外</u> P18<u>受診時定額負担・保険免責制の導入</u> P19次期介護保険制度改革における軽度者に対する<u>生活援助サービス・その他給付</u>（例：通所介護）、<u>福祉用具貸与・住宅改修</u>に係る給付のあり方の見直し P20-23
3. 在宅療養等との公平確保 ・その他	<ul style="list-style-type: none"><u>入院患者の居室代見直し</u> P24<u>柔道整復師に係る給付のあり方の見直し</u><ul style="list-style-type: none">○ 部位数・施術回数・施術期間について、料金の包括化、長期・頻回に関する給付率引下げ○ 支給対象の見直し ○ 受領委任払いが実施可能な施術所の限定 ○ 不適切事例への調査・監査の強化



- 公的保険給付の範囲の重点化は、保険給付費の伸びの抑制と同時に、雇用・成長分野としての医療介護市場の発展・育成に寄与することができる。